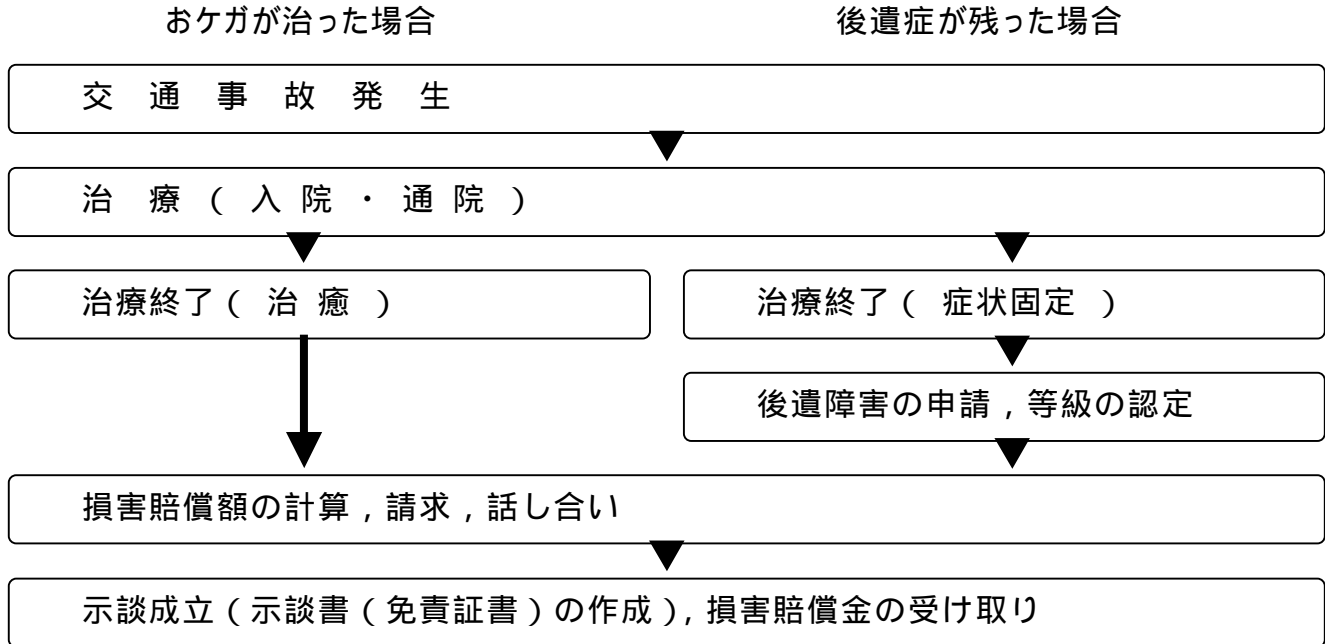


交通事故発生から解決まで(人身事故)

この度の交通事故につきましては、心よりお見舞い申し上げます。くれぐれもお大事になさってください。交通事故発生から解決まで、一般的な流れをご説明します。詳細までのご説明できませんが、流れだけでもご理解いただければ、ご不安がすこし軽くなるのではないかと思います。ご参考までにご覧ください。



警察には必ず「人身事故」として届け出てください。また、事故状況を確認したり、ご自身の任意保険会社・保険代理店に事故の報告もおこないましょう。

(たいしたことがなくても、お医者さまの診察は受けましょう。)通常、加害者の任意保険会社が、治療費を負担してくれます。しかし、このような治療には限りがあります(おおよそ6ヶ月から1年程度)。お医者さまとよく相談して、事故当初から積極的に治療を受けて、早期の回復を目指しましょう。

「症状固定」とは、おおむね6ヶ月以上治療をおこなうも、症状が一進一退となり、変化もなくなり、症状の回復・改善が期待できなくなった状態をいいます。後遺症を残して治療を終えることとなります。

原則、自賠責保険における後遺障害に認定されないと、後遺症部分の損害賠償は請求できません。後遺障害の申請手続きは、「自賠責保険被害者請求」をおすすめします。(行政書士にご相談ください。)

通常、加害者の任意保険会社より、損害賠償額の提示を受けることとなります。現状をきちんと把握したうえで、損害賠償額を確認して、請求していきましょう。(弁護士・行政書士にご相談ください。)

【メモ】

1. 整形外科などによる適切な治療をおすすめします。また、お医者さまとは良好な関係を保ちましょう。
2. ご自身の自動車保険などから保険金が支払われないか、確認してみましょう。(例えば搭乗者傷害保険(医療保険金・後遺障害保険金)、人身傷害補償保険、弁護士費用等特約など)
3. 加害者の任意保険会社といえども、少なくとも治療期間中は、良好な関係を保った方がよいでしょう。(関係が悪くなると、治療費の支払いを強引に打ち切られてしまうことがあるためです。)

【おすすめ参考資料】

交通事故被害者のために(日本損害保険協会冊子)
交通事故の法律相談(横井弘明著 法学書院)
民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準
(日弁連交通事故相談センター東京支部 赤い本)

行政書士サポートオフィス横浜 行政書士 安藤 優介
〒224-0041 神奈川県横浜市都筑区仲町台1-8-9
仲町台フェニックスコート508
【TEL】045-532-5125 【FAX】045-532-5126
<http://w2.to/jiko> <http://hunsen.main.jp/>

【本書は、参考として、一般的な流れをご説明しています。詳細はお問い合わせください。】